

令和6年4月1日診療分より 臼杵市子ども医療費助成事業の助成対象を拡大します

臼杵市では子育て環境の一層の充実を図るため、子ども医療費助成対象を拡大し、高校生等の「入院・通院・歯科・調剤」に係る保険診療分の医療費を令和6年4月1日診療分より助成します。

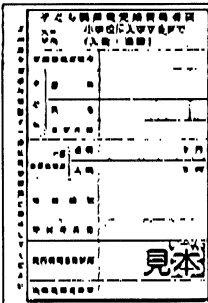
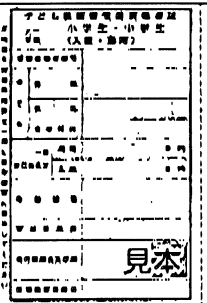
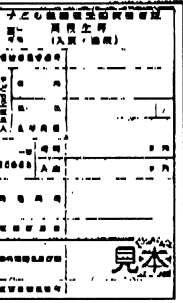
本事業の趣旨をご理解いただき、円滑な実施のためご協力をお願い申し上げます。

対象者	令和6年3月診療分まで	
	対象医療費	一部自己負担
未就学児	入院・通院 歯科・調剤	なし
小学生・中学生	入院・通院 歯科・調剤	なし
高校生等	助成なし	



対象者	令和6年4月診療分から	
	対象医療費	一部自己負担
未就学児	入院・通院 歯科・調剤	なし
小学生・中学生	入院・通院 歯科・調剤	なし
高校生等	入院・通院 歯科・調剤	なし

●助成変更内容

実施時期	令和6年4月1日診療分から				
助成対象者	0歳から高校3年生等（満18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）の方が助成対象となります。高校に通学していない就労者も助成対象者に含まれます。 ※以下に当てはまる場合は助成対象ではありません。 ①生活保護受給世帯の方 ②ひとり親家庭等医療費助成受給者				
助成方法	受給資格者証提示による県内現物給付				
公費負担者番号	83447060				
助成内容	入院・通院などに係る自己負担金の無償化				
新 受給資格者証 ※イメージ図	 見本  見本  見本 左：小学校に入学するまで 中央：小学生・中学生 右：高校生等				
新 受給資格者証 対象者別郵送時期	郵送時期	令和6年3月下旬	令和6年4月中	令和6年5月中	令和6年6月中
	対象者	新 高校1年生 新 高校2年生 新 高校3年生	中学生	小学生	未就学児
新しい受給資格者証が届くまでは、現在使用している受給資格者証を利用できます。					

裏面もあります

【別添 1】

○令和 6 年 4 月 1 日からの変更(予定)○

《県内現物給付開始》

【日田市】参考資料 別添 2・3

小中学生の通院の助成方法である、現物給付方式について、
市内から県内に拡大

担当課：日田市こども家庭相談室（0973-22-8292）

《高校生等入通院費拡大》

【大分市】参考資料 別添 4・5

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：大分市子育て支援課（097-537-5796）

【別府市】参考資料 別添 6-8

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：別府市子育て支援課（0977-21-1427）

【中津市】参考資料 別添 9-10

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：中津市地域医療対策課（0979-22-1170）

【臼杵市】参考資料 別添 11-13

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：臼杵市子ども子育て課（0972-86-2258）

【竹田市】参考資料 別添 14

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：竹田市社会福祉課（0974-63-4823）

子ども医療費助成事業市町村実施状況(予定)

◎:県制度と同内容で実施、○:市町村の独自上乗せとして実施、△:市町村民税非課税世帯のみ

(令和6年4月～)

区分	未就学児				小・中学生								高校生等※2								食事療養費 (未就学児・小中学生)		
	入院			公費負担 者番号	入院			通院			公費負担 者番号		入院			通院			公費負担 者番号		助成	一部自己 負担なし	支払方法
	助成	一部自己 負担なし	支払方法		助成	一部自己 負担なし	支払方法	助成	一部自己 負担なし	支払方法			助成	一部自己 負担なし	支払方法	助成	一部自己 負担なし	支払方法					
大分県	◎		現物給付	-	◎		現物給付				-		◎		現物給付	◎		現物給付	-				
大分市	◎	○	現物給付	901.7 83.44.106.7	◎	○	現物給付	○	△	現物給付	83.44.881.9 ※1		◎	○	現物給付	◎		現物給付	83.44.741.1				
別府市	◎	○	現物給付	902.5 83.44.102.5	◎	○	現物給付	○	△	現物給付	83.44.852.2 ※1		◎	○	現物給付	◎		現物給付	83.44.792.9				
中津市	◎	○	現物給付	903.3 83.44.903.3	◎	○	現物給付	○		現物給付	83.44.803.5		◎	○	現物給付	◎		現物給付	83.44.743.7				
日田市	◎	○	現物給付	904.1 83.44.904.1	◎	○	現物給付	○	○	現物給付 ※国東市のみ	83.44.804.3												
佐伯市	◎	○	現物給付	905.8 83.44.905.8	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.805.0		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.795.2				
臼杵市	◎	○	現物給付	906.6 83.44.906.6	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.806.8		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.746.0				
津久見市	◎	○	現物給付	907.4 83.44.907.4	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.807.6		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.707.8	○	○		現物給付
竹田市	◎	○	現物給付	908.2 83.44.908.2	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.808.4		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.708.6	○	○		現物給付
豊後高田市	◎	○	現物給付	909.0 83.44.909.0	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.809.2		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.709.4				
杵築市	◎	○	現物給付	910.8 83.44.910.8	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.810.0		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.710.2				
宇佐市	◎	○	現物給付	911.6 83.44.911.6	◎	○	現物給付	○		現物給付	83.44.811.8		◎	○	現物給付	◎		現物給付	83.44.711.0				
豊後大野市	◎	○	現物給付	936.3 83.44.936.3	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.836.5		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.736.7	○	○		償還払
由布市	◎	○	現物給付	925.6 83.44.925.6	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.825.8		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.725.8				
国東市	◎	○	現物給付	919.3 83.44.919.3	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.819.5		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.719.7	○	○		現物給付
姫島村	◎	○	現物給付	916.5 83.44.916.5	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.816.7		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.716.9				
日出町	◎	○	現物給付	920.7 83.44.920.7	◎	○	現物給付	○		現物給付	83.44.820.9		◎	○	現物給付	◎		現物給付	83.44.720.1				
九重町	◎	○	現物給付	946.2 83.44.946.2	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.846.4		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.746.6				
玖珠町	◎	○	現物給付	947.0 83.44.947.0	◎	○	現物給付	○	○	現物給付	83.44.847.2		◎	○	現物給付	◎	○	現物給付	83.44.747.4				
	18	18	現物 18		18	18	現物 18	18	13	現物 18			18	17	現物 17	18	12	現物 17		4	4		現物 3 償還 1

※1:市民税非課税世帯については別途公費負担者番号を設定
・大分市(83.44.851.4)・別府市(83.44.802.7)

別添19
(市町村実施状況)

◎県制度

対象範囲	入院:高校生年代まで 通院:未就学児・高校生世代
一部自己負担	入院:1医療機関ごと500円/日(上限14日7,000円) 通院:1医療機関ごと500円/日 (3歳未満 上限月2回1,000円 3歳以上 上限月4回 2,000円)
給付方法	現物給付(県外・柔道整復は償還)
所得制限	なし

※2:高校生等の助成対象について

大分市・別府市・佐伯市・臼杵市・津久見市・国東市	・子どもが県内に住所を有する ・18歳到達後最初の3月31日まで ・子どもが医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者であること
中津市・竹田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・豊後大野市・由布市・姫島村・日出町・九重町・玖珠町	・子どもが県内に住所を有する ・18歳到達後最初の3月31日まで ・子どもが医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者であること ・婚姻をしていないこと

◎近年市町村独自助成拡大状況等

令和元年7月～	中津市・宇佐市(小中学生通院助成開始)
令和元年10月～	九重町(小中学生現物給付化)
令和2年10月～	大分市・別府市(小中学生通院助成開始※市町村民税非課税世帯のみ)
令和3年10月～	宇佐市(高校生等の入院助成開始)
令和4年7月～	臼杵市(小中学生通院に係る一部自己負担なしへ)
令和4年10月～	大分市・別府市(小中学生通院助成開始) 玖珠町(高校生等の入院助成開始)
令和5年4月～	佐伯市・杵築市・姫島村・日出町(高校生等の入院助成開始)
令和5年10月～	国東市(高校生等の通院助成開始)
令和6年1月～	津久見市(高校生等の入院助成開始)
令和6年4月～	大分市・別府市・中津市・臼杵市・竹田市・豊後大野市・九重町(高校生等の入院助成開始)